

投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則の一部改正

新	旧
<p style="text-align: center;">投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則</p> <p>第1条～第12条 (省 略)</p> <p>(MMFの追加表示事項)</p> <p>第13条 MMF <u>(MRF及びMMFの運営に関する規則(以下「MRF等規則」という。)</u>第1条の2第2項に規定する投資信託をいう。以下同じ。)の運用報告書は、前条に規定する事項のほか、次に掲げる事項を表示するものとする。</p> <p>(1) 格付別組入資産の純資産総額に対する比率</p> <p style="text-align: center;"><u>(削 除)</u></p> <p>第14条～第15条 (省 略)</p> <p>第4章 <u>MRF及びMMFの月次開示の表示事項</u></p> <p>第16条 <u>(削 除)</u></p>	<p style="text-align: center;">投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則</p> <p>第1条～第12条 (同 左)</p> <p>(MMFの追加表示事項)</p> <p>第13条 MMF <u>(MMF等の運営に関する規則(以下「MMF規則」という。)</u>第2条第1項に規定する投資信託をいう。)の運用報告書は、前条に規定する事項のほか、次に掲げる事項を表示するものとする。</p> <p>(1) 格付別組入資産の純資産総額に対する比率</p> <p><u>2 仕組債等の内容の不明瞭な銘柄については、わかり易く表示するものとする。</u></p> <p>第14条～第15条 (同 左)</p> <p>第4章 <u>MMF及びMRFの月次開示の表示事項</u> <u>(MMFの月次開示)</u></p> <p>第16条 <u>MMFを運用する委託会社は、次に掲げる事項(以下「月次開示事項」という。)について、第17条に定める方法により少なくとも月1回開示するものとする。</u></p> <p><u>(1) 組入資産の種類別残高及び組入比率</u></p> <p><u>(2) 公社債(MMF等の運営に関する規則第3条第1項第1号に規定する国債等(以下「国債等」という。))及び金融債券を除く。)、金融債券、CP及びCD等</u></p>

投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則

新	旧
<p><u>(MRF及びMMFの月次開示)</u></p> <p>第16条の2 <u>MRF (MRF等規則第1条の2第1項に規定する投資信託をいう。)</u> 及<u>UMMF</u>を運用する委託会社は、次に掲げる月次開示事項について、次条に定める方法により少なくとも月1回開示するものとする。</p> <p>(1) ～ (3) (省 略)</p> <p>2～3 (省 略)</p> <p>(月次開示の方法)</p> <p>第17条 <u>前条</u>に規定する月次開示を次の各号に掲げる方法により行うものとする。</p> <p>(1) 当該委託会社のホームページに掲載する方法</p> <p>(2) <u>販売会社 (MRF等規則第27条の2に規定する販売会社をいう。)</u> の店頭に掲え置く方法<u>又は販売会社のホームページに掲載する方法</u></p>	<p><u>の上位5発行体別組入比率の状況</u></p> <p><u>(3) 格付別組入資産の純資産総額に対する比率</u></p> <p><u>2 前項に規定する月次開示事項の表示に当たっては、細則で定める方法により表示するものとする。</u></p> <p><u>3 第1項に規定する月次開示事項は、自主規制委員会で定める様式及び表示要領により表示できるものとする。</u></p> <p>* <u>細則第11条</u></p> <p>* <u>委員会決議4</u></p> <p><u>(MRFの月次開示)</u></p> <p>第16条の2 <u>MRF</u>を運用する委託会社は、次に掲げる月次開示事項について、次条に定める方法により少なくとも月1回開示するものとする。</p> <p>(1) ～ (3) (同 左)</p> <p>2～3 (同 左)</p> <p>(月次開示の方法)</p> <p>第17条 <u>前2条</u>に規定する月次開示を次の各号に掲げる方法により行うものとする。</p> <p>(1) 当該委託会社のホームページに掲載する方法</p> <p>(2) <u>販売業者</u>の店頭に掲え置く方法</p>

新	旧
<p>(以下略)</p> <p><u>附 則</u> <u>この改正は、令和5年1月19日から実施する。</u> <u>ただし、この改正の際現に存するMR F等については、令和5年7月19日までの間は、従前の規定によることができるものとする。</u></p>	<p>(同 左)</p>